

金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（案）の概要

1 命令等の題名

金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（以下「改正令」という。）

2 根拠となる法令の条項

- 金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和5年法律第79号。以下「改正法」という。）第1条（改正法附則第1条第3号に掲げる規定に限る。）及び附則第68条
- 改正法による改正後の金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「新法」という。）第24条の5、第57条の2、第166条第5項、第193条の3第2項、第194条の7第6項及び第196条の2
- 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第37条の11第2項第9号

3 改正の概要

- (1) 四半期報告書制度の廃止に伴う規定の整備（金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。以下「令」という。）第3条、第4条の2の10等関係）

改正法により、四半期報告書等に関する規定（改正法による改正前の金融商品取引法（以下「旧法」という。）第24条の4の7及び第24条の4の8）が削除され、上場会社等は四半期報告書に代えて半期報告書の提出が必要となること等に伴い、次に掲げる規定の整備を行う。

- ① 令第3条（上場有価証券に準ずる有価証券等）

四半期報告書等に関する規定が削除されたことに伴い、四半期報告書等に関する条文（旧法第24条の4の7及び第24条の4の8）を削除する。

- ② 令第4条の2の10各項（四半期報告書を提出しなければならない会社の範囲等）

i 四半期報告書を提出しなければならない会社の範囲に関する規定について、新法第24条の5第1項の表の第1号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書を提出しなければならない会社の範囲に関する規定に改める。（第1項）

ii 四半期報告書の提出期限に関する規定を改め、新法第24条の5第1項の表の第1号の下欄に規定する政令で定める期間を45日とし、同表の第2号の下欄に規定する政令で定める期間を60日とする。（第3項及び第4項）

iii 外国会社四半期報告書の提出が認められない旨の通知があった場合の四半期報告書の提出期限に関する規定について、外国会社半期報告書の提出期限に関する規定に改める。（第8項）

iv 本条第2項、第5項から第7項まで及び第9項を削除する。

- ③ 令第4条の2の11（四半期報告書に係る確認書に関する読替え）

四半期報告書に係る確認書に関する規定が削除されたことに伴い、本条を削除する。

- ④ 令第4条の2の12（外国会社半期報告書の提出が認められない旨の通知があつた場合の半期報告書の提出期限）
令第4条の2の10の改正により、外国会社四半期報告書に関する規定を外国会社半期報告書に関する規定に改めることに伴い、重複することとなる本条を削除する。
- ⑤ 令第4条の2の13（半期報告書に係る確認書に関する読替え）
令第4条の2の11及び第4条の2の12の削除に伴い、本条を令第4条の2の11とする。
- ⑥ 令第17条の2の3各項（特別金融商品取引業者の親会社に係る書類の提出期限）
四半期報告書に関する規定が削除されたことに伴い、提出期限を3月とする書類を定める内閣府令への委任規定から四半期報告書に関する用語（四半期報告書）を削除する。
- ⑦ 令第29条の3第1項（親会社等）
四半期報告書に関する規定が削除されたことに伴い、四半期報告書に関する用語（四半期報告書）及び条文（旧法第24条の4の7）を削除する。
- ⑧ 令第36条第2号（法令違反等事実に係る法令違反の是正その他の措置をとるべき期間）
四半期報告書に関する規定が削除されたことに伴い、四半期報告書に関する用語（四半期報告書）及び条文（旧法第24条の4の7）を削除する。
- ⑨ 令第39条第2項第1号、第3号、第12号の2、第13号の2及び第13号の3並びに第4項（企業内容等の開示等に関する権限の財務局長等への委任）
四半期報告書等に関する規定が削除されたことに伴い、四半期報告書等に関する用語（四半期報告書、四半期報告書に係る確認書、外国会社四半期報告書及び四半期代替書面）及び条文（旧法第24条の4の7及び第24条の4の8）を削除する。
- ⑩ 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第25条の9第4項（上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）
四半期報告書等に関する規定が削除されたことに伴い、四半期報告書等に関する用語（四半期報告書及び外国会社四半期報告書）及び条文（旧法第24条の4の7）を削除する。

(2) 経過措置

- ① 金融商品取引法の一部改正に伴う経過措置
- i 改正法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日（令和6年4月1日。以下「施行日」という。）前に旧法第24条の4の7第1項又は第2項の規定により提出された四半期報告書及び改正法附則第2条第1項の規定により施行日以後に提出される四半期報告書並びにこれらの四半期報告書に係る確認書に係る新法第2章の4の規定（開示用電子情報処理組織による手続の特例等）の適用については、なお従前の例によるものとする。
- ii 施行日前に旧法第24条の4の7第1項又は第2項の規定により提出された四半

期報告書及び改正法附則第2条第1項の規定により施行日以後に提出される四半期報告書に係る新法第166条第5項の規定（会社関係者の禁止行為における「子会社」の範囲）の適用については、なお従前の例によるものとする。

② 金融商品取引法施行令の一部改正に伴う経過措置

i 施行日前に旧法第24条の4の7第1項又は第2項の規定により提出された四半期報告書及び改正法附則第2条第1項の規定により施行日以後に提出される四半期報告書に係る改正令による改正後の金融商品取引法施行令（以下「新令」という。）第29条の3第1項の規定（会社関係者の禁止行為における「親会社」の範囲）の適用については、なお従前の例によるものとする。

ii 改正法附則第2条第1項の規定により施行日以後に提出される四半期報告書の新令第36条の規定（法令違反等事実に係る法令違反の是正その他の措置をとるべき期間）及び第39条の規定（企業内容等の開示等に関する権限の財務局長等への委任）の適用については、なお従前の例によるものとする。

③ 租税特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置

施行日前に旧法第24条の4の7第1項又は第2項の規定により提出された四半期報告書及び改正法附則第2条第1項の規定により施行日以後に提出される四半期報告書に係る改正令による改正後の租税特別措置法施行令第25条の9第4項の規定（上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例における「有価証券報告書等」の範囲）の適用については、なお従前の例によるものとする。

4 施行期日

改正法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日（令和6年4月1日）から施行することとする。